

## 役員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動DV対策センター（以下「当法人」という。）の定款第19条の規定に基づき、当法人の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の額)

第2条 常勤の理事及び常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり120万円を超えない範囲で、理事会において定める。

2 常勤の役員を除く役員は、無報酬とする。

3 理事長を除く理事、監事に対して講師謝金等及び執筆謝金等を支給する場合には、謝金規程第3条に基づき支給する。

### (賞与、退職慰労金等)

第3条 前条に規定する報酬等以外に、役員に対する賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

### (報酬等の支払方法)

第4条 常勤の理事及び常勤の監事に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額を毎月25日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払う。

### (費用)

第5条 役員が負担した費用については、本人より請求があった日から遅滞なく支払う。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和6年1月1日から施行する。